

項目	健康保険の扶養家族（「被扶養者」といいます）	税法上の扶養家族
<p><b>制度の目的</b></p>	<p>・ 家族に健康保険証が交付され保険給付が受けられる。</p>	<p>・ 本人の税金（所得税、住民税）の負担が軽減されます。</p>
<p><b>家族の収入の基準額</b></p>	<p>以下①～③をすべて満たしていること</p> <p>①年間 130 万円未満（60 歳以上は 180 万円未満）                  ※月額では 108,334 円未満（60 歳以上は 150,000 円未満）                  ※失業給付日額 3,612 円未満（60 歳以上 5,000 円未満）</p> <p>②被保険者本人の年収の 2 分の 1 未満</p> <p>③別居の場合は被保険者本人からの仕送り額より少ないこと</p> <p>※上記の基準以外に、本人が主たる生計維持者であることの確認も行います。</p> <p>なお上記①～③を満たしていても、他の健康保険の被保険者、または後期高齢者医療制度の被保険者である場合は除きます。</p>	<p>・ 年間所得：38 万円以下（配偶者は 85 万円以下）</p> <p>①給与収入のみ：年間 103 万円（所得：38 万円）以下                  配偶者は年間 150 万円（所得：85 万円）以下、かつ申告者本人の収入が 1,120 万円（所得：900 万円）以下</p> <p>②年金収入（公的年金）：65 歳未満 年間 108 万円（所得：38 万円）以下                  ：65 歳以上 年間 158 万円（所得：38 万円）以下</p> <p>③事業収入：年間収入－必要経費＝所得 38 万円以下</p> <p>※公的年金とは、国民年金・厚生年金・共済年金などです。</p> <p>※2018 年より配偶者に関する扶養基準が大きく変更されています。</p> <p>詳細は以下の URL よりご確認ください。</p> <p><a href="https://www.nta.go.jp/users/gensen/haigusya/index.htm">https://www.nta.go.jp/users/gensen/haigusya/index.htm</a></p>
<p><b>収入の範囲</b></p>	<p>・ 受け取った金銭は全て含まれます。</p> <p>※給与収入・年金収入・事業収入・不動産収入・譲渡収入などすべてを含み、税法上では含まれない非課税の収入も含まれます。但し、一時金として支給される退職金・非課税の公的給付金は含まれません。</p>	<p>・ 非課税の収入は含まれません。</p> <p>※非課税通勤交通費・障害年金・遺族年金・失業給付・出産手当金・傷病手当金などは含まれません。</p>
<p><b>年間収入の算定期間</b></p>	<p>・ 扶養家族になる日から将来に向かって 1 年間</p> <p>※扶養家族になる日以降の年間収入見込額で判断します。</p> <p>例①：6 月末で退職・契約改定した方（60 歳未満）の場合、1 月～6 月の合計収入が 130 万円以上であっても、社会保険の資格喪失を伴うものであれば、被扶養者として認定が可能である。</p> <p>例②：7 月から働き始めた方（60 歳未満）の場合、7 月～12 月の合計収入が 130 万円未満であっても、月収が 108,334 円以上（年間換算で 130 万円超）、または、社会保険の加入条件を満たす就労状況の場合は、扶養家族になれない。</p>	<p>・ 1 月 1 日から 12 月 31 日</p> <p>※その年の 12 月 31 日現在の年間収入実績で判断します。</p> <p>《扶養親族の場合》</p> <p>例①：6 月末で退職した方の場合、1 月～6 月の給与収入合計額が 103 万円（所得：38 万円）を超えていればその年は扶養家族になれません。</p> <p>例②：7 月から働き始めた方の場合、7 月～12 月の給与収入合計額が 103 万円（所得：38 万円）以下であれば、その年は扶養家族になれます。</p> <p>《配偶者の場合》給与収入のみ</p> <p>例①：9 月末で退職した方の場合、1 月～9 月の給与収入合計額が 150 万円（所得：85 万円）を超えていれば、その年は扶養家族（源泉控除対象配偶者）になれません。</p> <p>例②：7 月から働き始めた方の場合、7 月～12 月の合計収入が 150 万円（所得：85 万円）以下であれば、その年は扶養家族（源泉控除対象配偶者）になれます。</p> <p>但し、申請者本人の収入が 1,120 万円（所得：900 万円）以上の場合、扶養家族（源泉控除対象配偶者）になれません。</p> <p>《ご参考》                  「平成 30 年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて」  <a href="https://www.nta.go.jp/users/gensen/haigusya/pdf/02.pdf">https://www.nta.go.jp/users/gensen/haigusya/pdf/02.pdf</a></p>
<p><b>家族の範囲</b></p>	<p>・ 主として被保険者（本人）の収入で生計を維持している 3 親等内の親族（内縁の配偶者含む）、内縁の配偶者の父母と子、内縁の配偶者死亡後の父母と子</p> <p>※扶養家族になる日の年齢が 75 歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入しますので、該当しません。</p> <p>※続柄により同居の条件あり</p>	<p>・ 納税者と生計を一にする配偶者（内縁の配偶者除く）、親族（6 親等内の血族および 3 親等内の姻族）、又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市長村長から養護を委託された老人</p> <p>※その年の 12 月 31 日現在の年齢が 16 歳未満の方は扶養控除の対象になりません。（住民税の非課税計算の人数には含まれます。）</p> <p>※別居の場合は、送金（現金の手渡し不可）等による生計面の確認を行い判断します。</p>
<p><b>照会方法</b></p>	<p>現在の登録状況を確認できるサイト等は、ありません。健康保険組合に加入登録されているご家族には、健康保険証が交付されておりますので、ご確認ください。</p>	<p>イントラネットホームページ「従業員情報照会」－「家族扶養状況」で、現在の登録状況を確認できます。</p>
<p><b>手続き方法</b></p>	<p>扶養家族に入れる場合、または扶養家族から外す場合に書面での手続きが必要です。健保ホームページから手続き書類をダウンロードし、事業主（総務部）を経由して、シャープ健康保険組合へ提出してください。</p>	<p>イントラネットホームページの電子申請で登録を行い、必要に応じて書類の提出が必要です。詳細は、中国大連事務センターにご確認ください。</p>